

教委規則第6号

宇和島市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

宇和島市教育委員会  
教育長 山村 由美



学援助費（医療費・学校給食費）支給要領第3条に規定する学校給食費に対する就学援助費の支給を受けている保護者並びに生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する学校給食に対する教育扶助を受けている保護者並びに市外に住所を有する\_\_\_\_\_保護者を除く。）及びこれに準ずる者をいう。次号において同じ。）については、学校給食費の額から100円を差し引いた額に年間実施予定回数を乗じて得た額を10で除した額（その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り上げた額）。ただし、転入その他の事由により年度の途中から学校給食を受ける場合にあつては、当該転入その他の事由が生じた日から当該年度の末日までに学校給食の実施を予定する回数に乗じて得た額を当該年度内に当該学校給食費負担者が納付すべき期別の数で除して得た額。

(2) 別表第2の左欄に掲げる第10期 別表第1に掲げる区分ごとに定める1人1食当たりの学校給食費の額（学校給食費負担者の内、市内に住所を有する児童及び生徒の保護者等については、学校給食費の額から100円を差し引いた額）に一の年度において実際に学校給食を実施した回数に乗じて得た額から、前項の規定により算出した第1期から第9期までの納付すべき期別の学校給食費の合計額を差し引いた額。

(3) (略)

2 (略)

別表第1（第4条、第5条関係）

区分	1人1食当たりの額
----	-----------

生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する学校給食に対する教育扶助を受けている保護者及び市外に住所を有する生徒の保護者を除く。）及びこれに準ずる者\_\_\_\_\_については、免除とする。

\_\_\_\_\_に年間実施予定回数を乗じて得た額を10で除した額（その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り上げた額）。ただし、転入その他の事由により年度の途中から学校給食を受ける場合にあつては、当該転入その他の事由が生じた日から当該年度の末日までに学校給食の実施を予定する回数に乗じて得た額を当該年度内に当該学校給食費負担者が納付すべき期別の数で除して得た額。

(2) 別表第2の左欄に掲げる第10期 別表第1に掲げる区分ごとに定める1人1食当たりの学校給食費の額\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_に一の年度において実際に学校給食を実施した回数に乗じて得た額から、前項の規定により算出した第1期から第9期までの納付すべき期別の学校給食費の合計額を差し引いた額。

(3) (略)

2 (略)

別表第1（第4条、第5条関係）

区分	1人1食当たりの額
----	-----------

中央学校給食調理場	小学校において実施される 学校給食	230円	小学校において実施される学校給食	310円
	中学校において実施される 学校給食	265円	中学校において実施される学校給食	350円
吉田町学校給食調理場	小学校において実施される 学校給食	250円		
	中学校において実施される 学校給食	270円		
三間町学校給食調理場	小学校において実施される 学校給食	245円		
	中学校において実施される 学校給食	265円		
蔣淵学校給食調理場	小学校において実施される 学校給食	270円		
日振島学校給食調理場	小学校において実施される 学校給食	270円		
津島町清満学校給食調理場	小学校において実施される 学校給食	280円		
津島町御槓学校給食調理場	小学校において実施される 学校給食	280円		
津島町岩松学校給食調理場	小学校において実施される 学校給食	270円		
津島町畑地学校給食調理場	小学校において実施される 学校給食	280円		
津島町下灘学校給食調理場	小学校において実施される 学校給食	270円		

調理場	学校給食	
津島町北灘学校給食調理場	小学校において実施される	280円
調理場	学校給食	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の宇和島市学校給食費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に提供される学校給食の学校給食費について適用し、同日前に提供された学校給食の学校給食費については、なお従前の例による。